郵送用

# 《記入見本－撤回用》

告 NO

申告

貸付自粛(撤回・取消)申告

【ご注意】
記載内容に不備があると「不受理」になる場合があります。
本人確認書類の記載と必ず確認してください。

【同封書類・・・・・申告する際に封筒に必ず同封してください】
①本人確認書類１点
②本人確認及び返送用切手（860 円本人確認用＋460 円申告書控え一式返却用）

□受理　□不受理

日本貸金業協会　御中

私は、「貸付自粛に係る承諾事項」を承諾のうえ、貴会に貸付自粛(撤回・取消)申告をいたします。

依頼日: 2026 年 10 月 26 日　氏　名　協会　太郎　（自署）

※必ず自署してください

■自粛対象者(本人)　※数字や漢字は大きくはっきりと記入してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| フリガナ | キョウカイ　タロウ（フリガナ必須） | 性 別 | 生年月日 | 昭・平・西暦 |
| 氏　名 | 協会　太郎 | 男・女 | | 1 年　7 月　22 日 |
| フリガナ | トウキョウトミナトクタカナワ 3-19-15　タカナワマンション 202 ゴウ（フリガナ必須） | | | |
| 住　所 | 〒(　108－0074　)<br>東京都港区高輪 3-19-15　高輪マンション 202 号 | | | |
| 自宅 TEL | 03－5739－3861 | | | |
| 携帯 TEL | 090－1234－5678 | | | |

※該当する□にレ印を記入してください。

| | | |
|---|---|---|
| 撤回理由 | 1.□生活資金が必要となった | 4.□登録の必要がなくなった |
| | 2.□クレジットカードが必要となった | 5.□再登録のため |
| | 3.□住宅ローン等の新規契約のため | 6.□その他(　　) |
| 登録時申告理由 | 1.□ギャンブル等をやめられない | 4.□不正利用等の悪用防止のため |
| | 2.□遊興費に使いすぎてしまう | 5.□その他(　　) |
| | 3.□過剰に買い物をしてしまう | |
| 改善状況 | 1.□生活が改善・再建できた　2.□生活改善・再建に取り組んでいる　3.□未改善 | |

★本人欄のみ記載して下さい（原則）

【必　須】
日中にご連絡できる電話番号を必ず記入してください。
（注　意）
協会から確認のため電話連絡をする場合があります。(050 番号発信)

■申告者(本人以外)　※本欄は代理人等が申告する場合のみ記入してください。

自粛対象者との続柄:(　　)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | 性 別 | 生年月日 | 昭・平・西暦 |
| 氏　名<br>(法人:代表者名) | | | 又は | 年　月　日 |
| フリガナ | | | | |
| 法 人 名<br>(法人の場合記入) | | | | |
| フリガナ | | | | |
| 住　所<br>(法人:事業所住所) | 〒(　－　) | | | |
| 自宅 TEL | —　— | | ※日中連絡可能な番号を記入してください | |
| 携帯 TEL | —　— | | | |

法定代理人等による申告の場合以外は、記入しないでください。

※左右を切り離さないでください。

**【貸付自粛に係る承諾事項】**

**１．貸付自粛の登録・訂正・撤回・取消依頼について**

告を
連携
。
告が
日が
告が
みの貸
信用情報センターに対し、貸付自粛の申告の訂正または撤回、取消の手続が必要となること。

(4) 貸付自粛情報が登録された場合、申告が撤回または取消がなされない場合であっても、貸付自粛情報が登録されてから５年を経過した場合にはその情報は抹消されること。

(5) 貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報は協会が指定または連携する各機関に登録されるまでには、事務処理のために原則３営業日を要すること。

(6) 貸付自粛情報の登録がされた場合であっても、貸付自粛情報は協会が指定または連携する各機関に登録される前に締結された極度方式基本契約に基づき極度方式貸付けがなされる場合があり得ること。

(7) 貸付自粛情報は協会が指定または連携する各機関に登録された場合であっても、当該情報は、協会が指定または連携する各機関の会員による与信判断を拘束するものではないこと。

関は、以下の各機関であり、必ずしも、日本国内の全ての個人信用情報
るものではないこと。
信用情報機関】
JICC)　(https://www.jicc.co.jp/)
C)　(https://www.cic.co.jp/)
ー　(https://www.zenginkyo.or.jp/)
により生ずる権利 ・ 義務等に関する訴訟については、協会の本部所
は地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすること。また、準拠法

**報の利用について**

(1) 個人識別情報（貸付自粛登録者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、（「本籍地」を除く。）に記載された内容を、協会が指定または連携する各機関に提供し、当該機関が登録すること。

(2) 協会が、本申告等の内容を当該申告者の苦情相談の解決及び協力の要請への対応並びに貸金業者の苦情相談の未然防止に係る統計及び研究のために利用すること。

(3) 協会が指定または連携する各機関が、本申告等に基づき協会から提供された上記（１）の情報及び本人申告内容を、登録日より５年以内の登録期間とし、当該機関に加盟する会員に対して、返済能力に関する調査のために提供すること。

) 協会が指定または連携する各機関が、協会から提供された上記（１）の情報を、当該機関に登録されている個人情報に関わる本人の同一性確認の目的に利用すること。

**親族等申告の場合の追加承諾事項**

) 本申告は配偶者または二親等以内の親族(配偶者または二親等以内の親族が申告することが著しく困難と認められる場合には三親等内の親族及び同居の親族)は, 以下の各号のすべてに該当する場合に申告をすることができること。
・自粛対象者が所在不明者であり、その原因が金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性があること。
・貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体または財産の保護のために必要であること。
・申告を行うことにつき自粛対象者の同意を得ることが困難と認められること。

) 本申告または本申告に基づく登録により、自粛対象者と親族等、協会及び協会が指定または連携する各機関との間に紛議が生じた場合は、本申告人の責任において解決すること。

) 本申告の事実及び本申告に基づき登録された情報は、自粛対象者本人から協会及び協会が指定または連携する各機関に対して開示請求があった場合に、協会及び協会が指定または連携する各機関の定める開示手続きに従って開示されること。

告人が本申告の際に協会に申告した内容及び提出した資料は、申告人の知る限りにおいて正確であること。

※左右を切り離なさないでください。